

兵庫県公報

平成21年10月27日 火曜日 第 2128 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の新調（文書課）	1
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	2
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	3
○ 鳥獣保護区の指定（自然環境課）	3
○ 休猟区の指定（同）	4
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	5
○ 昭和44年兵庫県告示第1185号（鳥獣保護区の設定）の一部改正（同）	7
○ 平成元年兵庫県告示第1595号（鳥獣保護区の設定）の一部改正（同）	7
○ 昭和45年兵庫県告示第1327号（銃猟禁止区域の設定）の廃止（同）	7
○ 昭和58年兵庫県告示第2507号（銃猟禁止区域の設定）の一部改正（同）	7
○ 平成6年兵庫県告示第1527号（銃猟禁止区域の設定）の一部改正（同）	8
○ 平成20年兵庫県告示第1077号の3（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	9
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	9
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	10
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	13
○ 道路の位置指定（建築指導課）	13
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	13
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	14
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧（林務課）	15
○ 二級河川明石川水系河川整備基本方針の策定（河川計画室）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	16
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 入札公告（管理課）	18
○ 落札者等の公示（県立工業技術センター）	21
辞 令	
○ 西村 亮一ほか	21
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立香住高等学校）	21

告 示

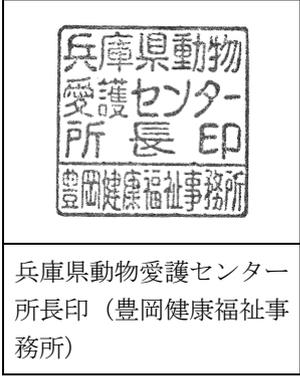
兵庫県告示第1102号

次に掲げる公印を新調し、平成21年10月1日からその使用を開始した。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

新調公印の名称及び印影



兵庫県告示第1103号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成21年10月13日に、神戸市長田区腕塚町3丁目2番2号新長田サンヨービル2階兵庫県医療労働組合連合会執行委員長東浦徳次から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

兵庫県医療労働組合連合会が主張する次の事項について

医療・福祉労働者の「社会的役割にふさわしい賃金水準」の実現のための大幅賃上げと一時金確保、職能給等あらゆる査定反対、増員の実施に関する要求ほか

2 日時

平成21年11月13日（金）午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

尚生会湊川病院	神戸市兵庫区湊川町3-13-20
同 アネックス病院	同 市北区山田町下谷上字中一里山14-1 しあわせの村内
医療法人寿栄会有馬高原病院	同 市同区长尾町上津4663-3
済生会兵庫県病院	同 市同区藤原台中町5-1-1
姫路医療生活協同組合姫路共立病院	姫路市市川台3-10
同 姫路共立歯科診療所	同 市亀山212-3
同 網干診療所	同 市網干区和久2-2
神戸医療生活協同組合協同歯科診療所	明石市大蔵谷狩口台192-3
同 ひまわり診療所	同 市二見町東二見大郷183-1
同 きたすま歯科診療所	神戸市須磨区妙法寺荒打314-1
同 神戸協同病院	同 市長田区久保町2-4-7
同 いたやどクリニック	同 市同 区庄山町1-9-12
同 いたやど歯科	同 市同 区庄山町1-9-18
同 番町診療所	同 市同 区三番町2-6-3
同 みつわ診療所	同 市同 区腕塚町2-2-5
神戸健康共和会生田診療所	同 市中央区下山手通9-1-3
同 大石川診療所	同 市灘区篠原南町5-1-1
同 東神戸診療所	同 市中央区八雲通6-2-14
同 柳筋診療所	同 市同 区神若通4-2-24
同 東神戸病院	同 市東灘区住吉本町1-24-13
尼崎医療生活協同組合生協病院	尼崎市南武庫之荘11-12-1
同 生協歯科診療所	同 上
同 萌クリニック	尼崎市南武庫之荘10-62-17
同 戸ノ内診療所	同 市戸ノ内町3-29-8
同 戸ノ内歯科診療所	同 上

同	潮江診療所	尼崎市下坂部 1-7-7
同	東尼崎診療所	同 市杭瀬北新町 1-13
同	長洲診療所	同 市長洲西通 2-19
同	ナニワ診療所	同 市神田中通 9-291
同	本田診療所	同 市大庄西町 2-29-15
宝塚医療生活協同組合良元診療所		宝塚市大成町10-45
同	高松診療所	同 市御所の前町15-21
兵庫医科大学篠山病院		篠山市山内町75
明石市医師会立明石医療センター		明石市大久保町八木743-33

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。



兵庫県告示第1104号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区	同意成立年月日
播磨町、東播磨加入区	平成21年10月5日
炬口、津名加入区	同 上



兵庫県告示第1105号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	区 域	存続期間
兎和野高原鳥獣保護区	美方郡香美町村岡区における県道村岡美方線と町道和池兎和野線との交点を起点として、同所から同町道を西進して林道十石線に至り、同所から同林道を西進して町道兎和野ハチ北線に至り、同所から同町道を西進して但馬高原植物園に至り、同所から瀨川の滝に至る山道を北西進して同滝に至り、同所から板仕野川右岸を北東進して瀨川稲荷神社横の堰堤に至り、同所から山道を北東進して県道村岡美方線に至り、同所から同県道を南東進して森林基幹道瀨川・氷ノ山線に至り、同所から同森林基幹道を北東進して同町村岡区市原字中尾789番地の44に至り、同所から788番地の35と788番地の24と788番地の8を通る山道を南進して同町村岡区宿字菟臥野791番地の6に至り、同所から791番地の6の北端を東進して同地番の東端に至り、同所から791番地の6、791番地の1及び字大平796番地の2の境界点を南進して農道に至り、同所から同農道を西進して県道村岡美方線に至り、同所から同県道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

<p>鉢北高原鳥獣保護区</p>	<p>美方郡香美町村岡区における県道茅野福岡線と町道別宮2号線との交点を起点として、同所から同町道を南進して町道大野和佐父谷線に至り、同所から同町道を南進して香美町と養父市の境界に至り、同所から同境界を西進して香美町村岡区、養父市及び香美町小代区の境界点に至り、同所から同町村岡区と同町小代区の境界を北進して県道茅野福岡線に至り、同所から同県道を東進して町道野間線に至り、同所から同町道を南進及び東進して県道茅野福岡線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成21年11月1日から平成31年10月31日まで</p>
<p>甲賀山鳥獣保護区</p>	<p>丹波市氷上町成松における市道特3号線と市道特2号線との交点を起点として、同所から同市道を南進及び西進して甲賀山の山際に至り、同所から同山際を北進及び東進して市道特3号線に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成21年11月1日から平成31年10月31日まで</p>
<p>波々伯部鳥獣保護区</p>	<p>篠山市畑井と同市小中の境界と市道小中畑井線との交点を起点として、同所から同市道を南進して山際との分岐点に至り、同所から山際を西進、北進及び東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成21年11月1日から平成31年10月31日まで</p>
<p>菖蒲谷鳥獣保護区</p>	<p>たつの市揖西町菖蒲谷字北山165-4番地における相生市とたつの市の境界を起点として、同所から同境界を東進及び北進して相生市、たつの市揖西町及び同市新宮町の境界点に至り、同所から同市揖西町と同市新宮町の境界を北東進して大成山国有林境界石標1号に至り、同所から大成山国有林境界を南東進して同国有林境界標25号石標に至り、同所から西の峠池東詰を見通した線を南西進して西の峠池に至り、同所から生活環境保全林管理車道に至り、同所から同管理車道を西進して第1燐寸作業道交点に至り、同所から同作業道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成21年11月1日から平成31年10月31日まで</p>



兵庫県告示第1106号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次の区域を休猟区として指定する。

なお、平成18年兵庫県告示第1096号（休猟区の指定）は、平成21年10月31日限り、廃止する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	区 域	存続期間
<p>吉川町東部休猟区</p>	<p>三木市吉川町における主要地方道西脇三田線と市道米田大沢線との交点を起点として、同所から同主要地方道を東進して県道新田大沢線に至り、同所から同県道を北進して県道広野永福線に至り、同所から同県道を東進して県道新田大沢線に至り、同所から同県道を北東進して三木市と三田市の境界に至り、同所から同境界を南進して三木市、三田市及び神戸市の境界点に至り、同所から三木市と神戸市の境界を南進及び西進して国道428号に至り、同所から同国道を北進して市道米田大沢線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成21年11月1日から平成24年10月31日まで</p>



兵庫県告示第1107号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、昭和54年兵庫県告示第2600号（銃猟禁止区域の設定）、平成元年兵庫県告示第1597号（銃猟禁止区域の設定）及び平成11年兵庫県告示第1419号（銃猟禁止区域の設定）は、平成21年10月31日限り、廃止する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
吾勝特定猟具使用禁止区域	銃器	佐用郡佐用町東徳久字中村垣内における町道東徳久本線と町道間村線との交点を起点として、同所から町道間村線を北東進して町道徳久68号線に至り、同所から同町道を南西進して農道に至り、同所から同農道を南進して町道66号線に至り、同所から同町道を南進して町道東徳久本線に至り、同所から同町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
塩田特定猟具使用禁止区域	銃器	佐用郡佐用町本位田字塩田における町道谷口塩田線と県道下庄佐用線との交点を起点として、同所から同県道を北西進して同町福澤字大向における通称大向谷との交点に至り、同所から同谷を東進して202メートルの標高点に至り、同所から通称水谷谷を東進して町道水谷線に至り、同所から同町道を南進して中国縦貫自動車道に至り、同所から同自動車道を南西進して町道谷口塩田線に至り、同所から同町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
倉町野特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市青垣町西芦田における市道西芦田栗住野線と倉町川との交点（中井橋）を起点として、同川をさかのぼり市道井の口中井線と林道大呂線の分岐点地先に至る同川の中心線から両岸300メートルの幅で囲まれた一円の区域	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
篠山特定猟具使用禁止区域	銃器	篠山市味間新における国道176号と県道丹南篠山ロインター線との交点を起点として、同所から同国道を北西進してJR福知山線に至り、同所からJR福知山線を北西進して同市大山字川向ノ坪644番地に至り、同所から県道篠山山南線を北に見通した線を北進して同県道に至り、同所から同県道を東進して県道長安寺西岡屋線に至り、同所から同県道を北進して県道本郷東浜谷線に至り、同所から同県道を東進して市道野間新庄線に至り、同所から同市道を南進して県道篠山京丹波線に至り、同所から市道京口渋谷線と市道渋谷糯ヶ坪線との交点を南に見通し同交点に至り、同所から同市道を南進して市道京口渋谷線に至り、同所から同市道を南進して県道篠山山南線に至り、同所から同県道を西進して県道池上杉線に至り、同所から同県道を西進して県道大沢新東吹線に至り、同所から同県道を西進して県道丹南篠山ロインター線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、王地山鳥獣保護区の区域を除く。	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
北条特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市北条町古坂における市道古坂谷線と県道大和北条停車場線との交点を起点として、同所から同県道を南西進して県道中北条線に至り、同所から同県道を南西進して県道三木山崎線に至り、同所から同県道を南東進して市道古坂高室線に至り、	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

		同所から同市道を南西進して市道高室市村線に至り、同所から同市道を西進して一級河川下里川の左岸に至り、同所から同河川左岸を南進して一級河川賀茂川の右岸に至り、同所から同河川右岸を西進して市道北条長線に至り、同所から同市道を北進して市道福住岸呂線に至り、同所から同市道を西進して農道賀下20号線に至り、同所から同農道を北進して市道北条長線に至り、同所から同市道を北進して南村川の右岸に至り、同所から同川右岸を西進して市道坂元4号線に至り、同所から同市道を南西進して市道坂元3号線に至り、同所から同市道を北進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を南西進して市道福居吉野線に至り、同所から同市道を西進及び北進して県道中寺北条線に至り、同所から同県道を東進して市道西谷坂元線に至り、同所から同県道を北進して県道三木山崎線に至り、同所から同県道を南東進して市道古坂谷線に至り、同所から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
永福・横谷 特定猟具使用 禁止区域	銃器	加東市横谷における中国縦貫自動車道と加東市と三木市の境界との交点を起点として、同所から同自動車道を西進して市道天神横谷線に至り、同所から同市道を北西進して市道永福横谷線に至り、同所から同市道を北西進して県道下相野東条線に至り、同所から同県道を北東進して県道広野東条線に至り、同所から同県道を東進して市道東条吉川線に至り、同所から同市道を北進して市道永福山中線に至り、同所から同市道を北東進して県道広野東条線に至り、同所から同県道を東進して加東市と三木市の境界に至り、同所から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成21年11月 1日から平成 31年10月31日 まで
小野市中谷 町特定猟具 使用禁止区 域	銃器	小野市中谷町における市道215号線と県道神戸加東線との交点を起点として、同所から同県道を東進して小野市と加東市の境界に至り、同所から同境界を南進して県道大畑小野線に至り、同所から同県道を西進して市道215号線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成21年11月 1日から平成 31年10月31日 まで
三原特定猟 具使用禁止 区域	銃器	丹波市氷上町における大字三原、大字三方及び大字中野の境界点を起点として、大字中野と大字三原の境界を南東進して大字三原北山54番地と50-1番地の境界に至り、同所から同境界、53番地と50-1番地の境界、52番地と50-1番地の境界及び51番地と50-1番地の境界を南東進して三原北川に至り、同所から同川を南西進して三原北川と三原黒見谷川の合流点に至り、同所から三原黒見谷川を南西進して細見池堰堤の東端に至り、同所から同堰堤を北西進して同堰堤の西端に至り、同所から同堰堤の堤体法線の延長線を北西進して大字三原字南奥島と字細見の境界に至り、同所から同境界を南西進して大字三原字向山、字南奥島及び字細見の境界点に至り、同所から字向山1-36番地と1-24番地の境界、1-25番地と1-24番地の境界、1-22番地と1-27番地の境界、1-28番地と1-22番地の境界、1-28番地と1-21番地の境界、1-21番地と1-29番地の境界及び1-19番地と1-30番地の境界を南西進して多可郡多可町加美区と丹波市氷上町の境界に至り、同所から同境界を西進	平成21年11月 1日から平成 31年10月31日 まで

		及び北進して丹波市氷上町大字三原と大字三方の境界に至り、同所から同境界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
篠山市武庫川特定猟具使用禁止区域	銃器	篠山市草野における国道176号の細田橋を起点として、同所から武庫川右岸沿いを北進して船瀬橋に至り、同所から同橋を渡り市道当野古森線に至り、同所から同市道を南進して国道176号に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
明神山特定猟具使用禁止区域	銃器	姫路市夢前町神種における市道鹿谷174号線と市道鹿谷164号線との交点を起点として、同所から同市道を西北進して市道鹿谷222号線に至り、同所から同市道を西進して市道鹿谷164号線に至り、同所から同市道を西進して同市夢前町神種字奥ヒワ田、苜野字立岩及び字檜皮の境界点に至り、同所から同市夢前町神種と苜野の境界を北進して明神山山頂に至り、同所から同市夢前町神種字明神と字宮ノ奥の境界を東南進して山頂に至り、同所から同市夢前町神種字宮ノ奥の公団造林地側の谷を東南進して長谷池の北西端に至り、同所から長谷池の北岸を東進して明神池の西岸に至り、同所から明神池の西岸を北進して林道宮ノ奥線に至り、同所から同林道を南進して市道鹿谷224号線に至り、同所から同市道を南進して市道鹿谷221号線に至り、同所から同市道を南進して市道鹿谷174号線に至り、同所から同市道を西南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで



兵庫県告示第1108号

昭和44年兵庫県告示第1185号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井戸敏三

表兎和野高原鳥獣保護区の項から波々伯部鳥獣保護区の項までを削る。



兵庫県告示第1109号

平成元年兵庫県告示第1595号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井戸敏三

表菖蒲谷鳥獣保護区の項を削る。



兵庫県告示第1110号

昭和45年兵庫県告示第1327号（銃猟禁止区域の設定）は、平成21年10月31日限り、廃止する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第1111号

昭和58年兵庫県告示第2507号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施

行する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表篠山特定猟具使用禁止区域の項を削る。



兵庫県告示第1112号

平成6年兵庫県告示第1527号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表篠山市武庫川銃猟禁止区域を削る。



兵庫県告示第1113号

平成20年兵庫県告示第1077号の3（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表神戸市西区特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

<p>神戸市西区 特定猟具使 用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>神戸市西区平野町における国道175号の平野橋を起点として、同所から同国道を北進して市道神戸二見線に至り、同所から同市道を西北進して同区平野町印路における県道野村明石線に至り、同所から同県道を北進して同区神出町上北古における市道神出村66号線に至り、同所から同市道を北東進して市道神出村67号線に至り、同所から同市道を東進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して同区神出町と同区平野町との境界に至り、同所から同境界を北東進して西神墓園の敷地に至り、同所から同敷地の西側境界を北進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所と里道神出里624号線を結ぶ農道を経て同里道を東北進し、市道神出村2号線と結ぶ農道を経て同市道を東進し、同市道東端から北側の三叉路及び同三叉路の東側の四叉路に至る農道を経て同四叉路から北進して同区神出町と同区押部谷町との境界に至る農道を経て、同境界の最北の交点から同境界を東進して市道神出村111号線に至り、同所から同市道を南進して市道神出村112号線に至り、同所から同市道を北進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を南進して、同区押部谷町高和632番地における山際に至り、同所から山際を南東進、北西進、北進及び北東進して同区押部谷町細田の西盛第4橋西詰に至り、同所から西盛川を南進して明石川との合流点に至り、同所から同川を南東進して忍海橋に至り、同所から県道平野三木線を南西進して市道細田2号線に至り、同所から同市道及び市道押部谷24号線を南東進して山際に至り、同所から山際を西進及び南西進して山道に至り、同所から同山道を南西進及び南東進して同区押部谷町高和999番地に至り、同所から山際を東進して性海寺の敷地界に至り、同所から同敷地の北側境界を西進して同寺北西端における山際（尾根線）に至り、同所から同尾根線を北進して農事組合法人養田農園の管理道路に至り、同所から同道路を東進、南進及び東進して交差する管理道路に至り、同</p>	<p>平成20年11月 1日から平成 30年10月31日 まで</p>
----------------------------------	-----------	--	---

	<p>所から同道路を南進して交差する道路に至り、同所から同道路を南東進して大池の土手に至り、同所から同土手を南進及び南東進して里道押部谷里413号線に至り、同所から同里道を西進して清水谷川に至り、同所から同川を南東進して清水谷池の土手に至り、同所から同土手を南西進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を南東進して県道小部明石線に至り、同所から同県道を南西進して同区玉津町二ツ屋における第二神明道路に至り、同所から同道路を西進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、神戸市西区押部谷町細田19番地の1、19番地の2、20番地、21番地、22番地の1、23番地、24番地の1、28番地の1、28番地の2、29番地の1、30番地、31番地、32番地、33番地、34番地、西谷口池、同区押部谷町細田75番地、76番地の1、76番地の2及び77番地の区域を含む。</p>	
--	--	--



兵庫県告示第1114号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
神戸市北区有野町有野字烏茸尾4023、4025
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1115号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
タテホ化学工業株式会社本社工場
赤穂市加里屋字加藤974番地
本社工場長 真 殿 恭
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

タテホ化学工業株式会社本社工場
赤穂市加里屋字加藤974番地

(3) 特定施設に関する事項

種 類	27号イ ろ過施設 (No. 1)		27号イ ろ過施設 (No. 2)		
能 力	ろ過面積116m ² ろ過容積1,493L		ろ過面積48m ² ろ過容積606L		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9~10	11	9~10	11
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	2.5	18	1.5	18
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	3,000	4,000	400	1,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	16	32	1	1
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.2	0.4	0	0
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	440	485	150	150	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年10月27日から同年11月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第1116号

建設業法(昭和24年法律第100号)第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(南)ランドネオ 代前田 富吉	神戸市東灘区魚崎中町 2-1-10	般-19 第113924号	一般	土木工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年7月15日
愛真建設(株) 代松本 明雄	同 市同 区魚崎北町 1-2-10	特-19 第112502号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月3日

㈱セキヤマ・ジェー・ティーン 代関山 英一	同 市同 区西岡本3-21-1	般-17・20 第111145号	一般	建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月25日
㈱エム・エー・シー 代不動 暁	同 市灘区都通3-3-25	般-17 第113200号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成19年7月31日
㈱HOURYU 代笹倉 邦康	同 市同区大内通3-4-6	般-19 第301812号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年2月16日
光和管財㈱ 代光井 輝幸	同 市中央区磯辺通1-1-18	般-18 第114820号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年6月2日
㈱金本設備工業 代金本 正一	同 市同 区割塚通7-1-25	般-17 第108846号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年4月30日
㈱ボイド 代高倉 巧磨	同 市同 区八幡通4-2-24-203	般-21 第115472号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月12日
㈱井原工務店 代井原 重敏	同 市兵庫区中道通7-1-19	般-18 第114796号	一般	建築工事業、左官工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成19年8月1日
㈱セルクル 代藤井 利恭	同 市須磨区多井畑東町30-12	般-19 第112790号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年7月1日
尾藤建設㈱ 代尾藤 利彦	同 市同 区稲葉町3-1-19	般-19・20 第114014号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
㈱植村建設 代植村 秀夫	同 市同 区白川台5-9-45	般-19 第115086号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
堀建築 代堀 浩将	同 市同 区清水台1-8 グレーシー須磨アルテピア I 番街602号	般-20 第115397号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年8月31日
仲井塗装店 代仲井 幸作	同 市垂水区桃山台3-11-3	般-18 第101483号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月15日
藤重土木㈱ 代石田 直治	同 市同 区つつじが丘5-9-11	般-19 第107286号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月31日
イケニシ㈱ 代池西 正広	同 市同 区桃山台3-22-5	特-18 第102167号	特定	建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月10日
神戸コンクリート工事(有) 代宮本 秋高	同 市同 区下畑町字上口828-1	般-19 第113939号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月19日
㈱ウエストホーム 代中戸 達也	同 市西区南別府4-37-1	般-19 第113901号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年7月22日
太陽環境㈱ 代政 一博	尼崎市東海岸町1-108	般-18 第216465号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月2日
五正建設㈱ 代濱崎 全皓	同 市浜田町2-69	般-19 第207306号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
甲武設営㈱ 代榎賀 政美	同 市南武庫之荘10-15-13	般-20 第216828号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年8月17日

㈱SYS・ヨシダ 代吉田 啓方	西宮市西宮浜2-34	般-18 第200472号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成19年3月20日
金城工業 代金城 清水	同 市平木町10-5	般-18 第212210号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年8月10日
㈱アスタカ 代安東 成吉	同 市中前田町3-4	特-17 第213786号	特定	土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月17日
堀川建設工業㈱ 代堀川 正美	伊丹市荒牧南1-1-1	般-19 第301247号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年8月12日
㈱四国建設 代竺川 裕二	同 市森本9-40	特-17 第211121号	特定	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年5月30日
㈱エネルギーステーション 代米田 豊一	宝塚市向月町18-1	般-16 第301412号	一般	建築工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成17年2月20日
前田鑿泉工業㈱ 代前田 重機	三木市別所町石野856-2	般-17 第351948号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年7月31日
㈲横野鉄工 代横野 英夫	姫路市安富町安志686-1	般-19 第460455号	一般	建築工事業、鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月11日
西弘建設 代西村 政弘	同 市余部区上余部136-19	般-17 第457545号	一般	大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月31日
崎塩興業㈱ 代崎塩 和弘	同 市花田町高木90-8	般・特-18 第455820号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年3月30日
ヤブウチ断熱 代藪内 賢人	同 市飾磨区中浜町1-41-1	般-18 第459562号	一般	管工事業、熱絶縁工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月1日
西田商会 代西田 良一	同 市豊富町豊臣3688-1	般-16・19 第460025号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月8日
村上技研工業㈱ 代村上 勝也	同 市北今宿1-6-29	般-16 第458566号	一般	電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月15日
㈱ミヤケ 代三宅 淳吉	同 市元塩町6	特-19 第451183号	特定	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月17日
㈱大晴 代八木 隆廣	同 市飾磨区細江宮前962	般-19 第459766号	一般	電気工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
太広産業㈱ 代小河 純一	同 市広畑区鶴町2-4	般・特-18 第454959号	特定	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年7月15日
菅本商店 代菅本 廣文	同 市林田町中構213-1	般-17 第459323号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
扶蘇技建 代扶蘇 眞治	揖保郡太子町立岡81-5	般-17 第502685号	一般	土木工事業、管工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年6月30日
㈲信栄工務店 代中山 松信	赤穂郡上郡町八保甲298-1	般-19 第551543号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月20日
㈲飛龍建設興業 代宮本 久夫	佐用郡佐用町櫛田726	般-18 第551512号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月26日
㈱西山工務店 代西山 嘉一	美方郡香美町香住区森499	般・特-17・18 第700390号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月1日

南美松建設 代足立 義明	同 郡新温泉町諸寄 243-1	般-18 第700688号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月21日
池田興産(株) 代池田 津留江	丹波市氷上町西中206 -2	般・特-20 第751966号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月15日
榑大日 代南 英俊	同 市氷上町市辺838 -2	般-16 第752150号	一般	とび・土工工事業、石 工事業、鋼構造工事 業、ほ装工事業、水道 施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月1日
榑横道建設 代横道 久	洲本市栄町1-1-4	般・特-19 第800446号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月4日
マツモト産業(株) 代松本 康宏	南あわじ市市小井123	般-19 第801646号	一般	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月31日
榑山本建設 代山本 剛武	淡路市生田田尻89-3	特-18 第801329号	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事 業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同



兵庫県告示第1117号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社日栄開発
- 2 代表者氏名 榑 木 敬 子
- 3 事務所所在地 神戸市中央区海岸通5
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(4)第9979号
- 5 免 許 年 月 日 平成19年7月4日



兵庫県告示第1118号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成21年10月27日から北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21北播位置 0001号	21.10.8	小野市天神町字大歳ノ上1102番1の一部	4.62	32.66

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑にお

この法人は、進みゆく超高齢社会の各種多様なニーズに応えるべく、高齢者の福祉サービスの提供や介護者への支援並びに各種関係機関と調整を図り、福祉サービスをコーディネート出来る機能を併せ持ち、地域社会に溶け込み、地域社会の福祉発信基地となり先駆的なサービスを以って文化的で快適な生活と福祉の増進に寄与することを目的とする。



地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、円山川地域森林計画を樹立し、並びに同条第4項の規定により加古川地域森林計画及び揖保川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 樹立又は一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
円山川地域森林計画の樹立	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	平成22年4月1日から 平成32年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所
加古川地域森林計画の一部変更	<加古川森林計画区> 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡	平成19年4月1日から 平成29年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民局神戸農林水産振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所

揖保川地 域森林計 画の一部 変更	<揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	平成21年4月1日から 平成31年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民局姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林水産振興事務所
----------------------------	--	-----------------------------	--

2 縦覧期間

公告の翌日から30日間



二級河川明石川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川明石川水系に係る河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室、神戸県民局神戸土木事務所、東播磨県民局加古川土木事務所において公表する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町鶴字前田530番1、530番10、531番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市伊伝居369番地
有馬不動産 有馬久和
- 3 許可年月日及び許可番号
平成21年8月11日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－4－2号（21太子）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロックタウン加古川
所在地 加古川市東神吉町出河原字大判862番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ロック開発株式会社
代表者の氏名 羽 間 和 彦
住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

- ア 変更前
横 田 稔 弘
- イ 変更後
羽 間 和 彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
上新電機株式会社	土 井 栄 次	大阪市浪速区日本橋西1-6-5
カジュアルランドあおやま株式会社 外9者	藤 原 弘太郎	広島県福山市王子町1-3-5

- イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
上新電機株式会社	土 井 栄 次	大阪市浪速区日本橋西1-6-5
株式会社小僧寿し本部 外10者	千 葉 久 雄	東京都武蔵野市境南町2-10-21

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

平成20年6月2日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成18年6月4日ほか

5 届出年月日

平成21年10月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成21年10月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年3月1日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

除雪トラック（7トン級） 2台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成22年3月25日（木）

(4) 納入場所

新温泉土木事務所 美方郡新温泉町芦屋522-4

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 平木

電話 (078) 341-7711 内線 4936

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年10月27日（火）から同年11月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成21年12月7日（月）午後1時30分 兵庫県庁西館1階 大入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年12月4日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による従来の入札及び開札手続と併せて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成21年10月27日（火）午前9時から同年11月10日（火）午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること（日曜日を除く。）。

イ 電子入札は、平成21年11月30日（月）午前10時から同年12月7日（月）午後1時30分までに行うこと（日曜日を除く。）。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成21年11月10日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

ア 入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類

イ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）ほか関係法令等に基づく基準に適合した車両を供給できることを証明する書類

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ア、イの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年12月4日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成21年12月15日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること（電子入札を除く。）。)

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Snow Removing Tracks (7tons)-2 vehicles

(3) Delivery period: March 25, 2010

(4) Delivery place: Shinonsen Public Work Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 10, 2009

(6) Deadline for tender:

13:30 December 7, 2009 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 December 4, 2009 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Hiraki, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成21年10月27日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
回転対陰極式X線回折装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地
兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 落札者を決定した日
平成21年10月5日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社リガク大阪支店 大阪府高槻市赤大路町14番8号
- 5 落札金額
36,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成21年8月25日

辞 令

平成21年10月13日付

兵庫県教育委員会委員に任命する

西 村 亮 一

兵庫県人事委員会委員（非常勤）に選任する

竹 本 昌 弘

教 育 委 員 会 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年10月27日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 安 田 義 文

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

実習船「但州丸」第2種中間検査及び整備一般工事 一式

(2) 工事の内容及び仕様等

総トン数499トンの実習船「但州丸」の第2種中間検査及び整備一般工事
仕様は入札説明書による。

(3) 履行期限

平成22年3月24日（水）

(4) 履行場所

実習船「但州丸」の定けい港（香住港）から250マイル以内の請負造船所

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 平成16年4月1日以降に、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数450トン以上の船舶を対象とした、この公告に示した業務と同様の業務について、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 総トン数499トン以上の船舶が入渠可能な乾ドック（乾船渠）を所有する者であること。

3 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒669-6563 美方郡香美町香住区矢田40-1

兵庫県立香住高等学校 担当 山崎

電話（0796）36-1181 F A X（0796）36-1182

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年10月27日（火）から同年11月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成21年10月28日（水）から同年11月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成21年12月7日（月）午後2時 兵庫県立香住高等学校 会議室

(5) 入札書の提出期限

上記3(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年12月4日（金）午後5時までに、上記3(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年12月4日（金）正午までに兵庫県立香住高等学校に納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を平成21年11月10日（火）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。
 - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が、持参又は郵送等により、所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成21年12月中旬）までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
 - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
 - ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
 - イ 入札時点において、2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。
 - ウ 入札保証保険の保険期間が、4(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。
 - エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
 - オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書に示す船舶の検査・修繕等の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Yoshifumi Yasuda, Principal of Kasumi Senior High School, Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
The second class intermediate survey and repair services of the fisheries training vessel
TANSHU-MARU 1 set
- (3) Contract fulfillment period:
March 24, 2010
- (4) Contract fulfillment place:
Dockyard near (250 N.M.) the Mother Port TANSHU-MARU (Kasumi Port)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 November 10, 2009
- (6) Deadline for tender:
14:00 December 7, 2009 by direct delivery;
17:00 December 4, 2009 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Takahiro Yamasaki, Administrative Office, Kasumi Senior High School
40-1 Yada, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6563
TEL (0796)36-1181 FAX (0796)36-1182